

八ノ四 二四三六〇他 兵庫関連文書にみる笠置寺の兵庫関への関わり

解説 海とは縁のなさそうな山寺の笠置寺が瀬戸内海の物資輸送に係る税の徴収業務の一翼を担っていたことが一つの事件を巡って判明した。その間の事情を当時の文書によって見てみよう。

一、舞台の兵庫関は、中世の兵庫の津（現在の神戸港）に置かれた海の関所である。元々、鎌倉初期に東大寺重源が大輪田泊・河尻一洲の港湾修築のため、入港船の積荷一石につき米一升の徴集権を得た先例があった。更に延慶元年（一三〇八年）に、伏見上皇は東大寺に対して附属する鎮守八幡宮造営のために兵庫にて升米と置石を徴収する権利を認める院宣を出し、延慶三年（一三二〇年）鎌倉幕府もこの権利を承認するに至っていた。

二、笠置寺はこの徴収事務に「兵庫関雑掌職」として関わっている。おそらく貞慶と親しかった重源が、建久年間当初から兵庫関の課税業務に関わっていたことから、東大寺と親しい笠置寺もその一翼を担ったのであろう。

三、東大寺文書等にある笠置寺関係の記事。正和二年（一三二三年）の申し入れについてその業務を巡り笠置寺と東大寺との間に争論があった。

イ、笠置寺僧快尊と如道は請文に背き、兵庫関雑掌職を果たしていないのでこれを解職する旨の執達が、一年半前に東大寺より発状されていた（東大寺文書一三〇四 一三一 一・六・一四

それによれば、東大寺の兵庫関津料は東大寺八幡宮顯密料所の費用や鳴の修繕費用に充てられるものである。その雑掌は末寺笠置寺僧快尊に任されているところ、その任務を果たさず、催促にいった者に暴力を振るった。快尊を召取るために屈強の僧を派遣したところ逐電したが、快尊はなお帰寺の時を窺い、世間に害を及ぼす旨吹聴している。このままでは捨て置けないので宣旨を発給され追放し、雑掌職を新たに選出致したいので、その旨の衾宣旨（後述注参照）を賜りたいとの申し出（鎌倉遺文二四三六〇 一三一一・六）（東大寺文書一三六六）である。

この頃兵庫関の経営は不安定で、この文書の前後にも住吉社との相論、興福寺の介入、延暦寺僧の乱入など問題が絶えなかった。笠置寺僧快尊や如道だけに帰責しうる問題でもなかったようである。

一方、快尊とともに不作為の罪を問われ、応長元年（一三二一年）六月十四日解職された如道は關務雑掌を返付して欲しいと東大寺満寺に哀憐を願う低姿勢の願い状を出している。

これによるとこれまで関料はすべて完納してきたが、今年四月より関料を支払わな

い船や兵庫嶋に寄港しない船などで納付が遅れている。二ヶ月の遅延で解職されるのは残念なことである。今後月毎の支払も日限のようにして支払いたいののでご理解いただきたいと本末の情に訴えている(東大寺文書一三九四 一三二一・八月)。

ロ、しかし事態は進展せず、一年半後、笠置寺より、再度嘆願がなされた。

関務は本堂修理の資金捻出のためである。関務を取り上げるとなっても、これまでの経費は返却願いたい。費用の充足がなければ本堂の修復や恒例の佛雑事等にも支障が出る。本寺(東大寺)として末寺の滅亡を思食し歎かれる事はないのだろうか。度々所存を申してきても、返答もない。末寺と雖も當寺一寺の面目を失うものである。これでは本末の舊好も無いに等しい。と縷々その心情を述べ、関務の返付か経費の返還を問うている(鎌倉遺文二四七七九 一三二一・一)。

この文書で注目すべきは元弘の役勃発の十八年前に本堂朽損による修造が計画されていて改修資金について兵庫関資金を充てようとしていたことである(八ノ五で述べる)。寛元々々(一二四三年)四月、宗性が修造を企ててから七十年、厳しい自然の中では本堂の朽損が進んでいても不思議ではない。

ハ、以前快尊と意を通じていたとされた笠置寺の僧(東大寺と兼帯という)が、自分は快尊に当時何の与する所はなかったと天罰起請文を提出した。應長元年六月以来、揉めていた兵庫關騒動は三年以上経っても本末間で解決するにはいたらなかった(文書一三一七) 一三二四・二月)。

ニ、笠置寺の兵庫関務は元弘の役(一三三一年八月)の年の元徳三年(北朝暦の一三三二年二月に「勘定 元徳三年二月関所供料結解事として二貫文笠置寺」と記されている)事から少なくとも戦い勃発までは続いていたと思われる。その間本堂の修復がなされた否かは不明である。

ホ、平成十九年、般若台南方の発掘調査で青磁、白磁、高麗青磁など多様な陶磁器類が見つかったが、おそらく兵庫関の関務がこれらのものを笠置寺にもたらしたのである。笠置寺は近畿中部の山寺ではあるが、兵庫関務を通して国際的な視野も持っていると思われる。

へ、なお兵庫関については、今上天皇が学習院大学院研究生当時、「室町前中期の兵庫関の二、三の問題」と題して論文発表をなされている。

兵庫関関連文書原文

イ、に関する文書

その一 東大寺から笠置寺快尊並びに如道へ

東大寺文書一三〇四 東大寺年預五師實專下知状案(一三二一・六・一四)

「ヒヤウコノセキシヨヘクタスシヤウノアム 六月十四日」

背条々 請文

兵庫關雜掌職

事、月別用途』數百貫不被致其沙汰□□□□』對捍之間、御願之用脚令闕如、嶋修』固又一向不被致其沙汰、背条々請文』間、任請文之旨被改替雜掌職候、仍差』下神人等候、忿可被退出之由衆議所』候

也、仍執達如件、

(應長元年) 六月十四日 年預五師實專』

(快尊)
大貳阿闍梨御房

如道御房

読み下し文

一三〇四 東大寺年預五師(注一) 實專下知状案

兵庫關雜掌職の事、月別用途數百貫、其の沙汰を致されず、条々の請文に背き、對捍^(まかり)う間、御願の用脚闕^{よう欠如}如せしめ、嶋の修固又一向に其の沙汰を致されず、請文の条々に背く間、請文の旨に任じ、雜掌職を改め替られるべく候。仍って神人等を差し下し候。退出さるべくの由にて忿^{いかり}をもつて衆議する所に候也、仍って執達件の如し。

(應長元年一三一一) 六月十四日 年預五師實專』

(快尊)
大貳阿闍梨御房(注二)

如道御房

(注一) 年預五師とは東大寺学侶集団全体の代表、一年交替で交代の都度文書の引き継ぎが行われていた。

(注二) 大貳阿闍梨快尊、如道とも笠置寺僧。

イ、に關する文書

その二 東大寺文書一三六六 東大寺年預五師實專書状土代(一三一一・六・一九)

上 笠置 土代、カサキノ大ニノアシヤリニフスマノセムシラクタサルヘキヨシ申シヤウノアム

被衆議僧、撰津國兵庫經嶋津料者、爲當寺八幡宮顯密』□□御願料所、專捧社之礼奠、所加嶋之修固也、然

間末寺』笠置寺僧快尊阿闍梨、就申請彼雜掌被許之了、而月別』所濟背契約、致不法之間、以神人等令催促

之處、及打擲刀』傷、現雅意狼藉之尅、爲召取其身、中門・法花兩堂輩中』□□□□□□□□差下之處、

彼快尊 晦跡逐電^{云々}迹去之上者、』當座雖無損害、猶隱籠近邊、相待堂家歸寺之時、可成』違乱之由、□□□□

之旨巷説^{略世} 誠見彼僧以前惡』行之躰、向後之濫吹非無其疑、只差置』雜掌者、』定又及狼藉欺、然者所詮

於件快尊者、被成下衾』宣旨、永削跡於五畿七道一朝之境、□□□□□□□□將全宗廟・嶋泊兩

方之役、早以此趣、』可有御 奏聞之由、滿寺一同群議所候也、殊得御意、』可有洩御披露候、恐惶謹言、

(應長元年) 六月 月「十一」九日年預 』

二位律師御房
謹上 越前律師御房

読み下し文

一三六六 東大寺年預五師實專書状土代(注一) 應長元年(一三二一年) 六月十九日

笠置の大貳(快尊)の阿闍梨に衾の宣旨(注二)を下さるべき由申しようの案

衆議を備さるに、撰津國兵庫經嶋津料は、當寺(東大寺)八幡宮顯密料所の爲の御願料所にて、専ら社の礼奠に捧げ、嶋の修固に加える所也。然る間、末寺笠置寺僧快尊阿闍梨、申請に就き、彼雜掌之を許され

了んぬ。しか而るに月別所濟の契約に背き、不法を致すの間、神人等を以て催促せしめる處、打擲刀傷に及ぶ。現につねづね雅の狼藉の尅、其身を召取らんが爲、中門・法花兩堂の輩中、勇捍の兩三を撰び少々差し下す處、彼の快尊は跡を晦し逐電すと云々。逃げ去る上は、當座損害無しと雖も、猶近邊に隠れ籠め、堂家歸寺の時を相い待ち、違乱を成すべく由、臍惡の旨を巧みに巷説し、世にかまびす聒し。誠に彼僧、以前惡行の躰を見るに、向後に濫吹すること、其の疑い無きに非ず。只穩便に雜掌を差し置かば、定めて又狼藉に及ぶか。然れば、所詮、快尊の件に於いては、衾宣旨を成し下され、永く跡を五畿七道、一朝の境に削るべし。嶋の津料に於いては能治の器を撰補せしむ。將に全宗席（廟に同じ）嶋泊兩方の役、早く此趣を以て、御奏聞有るべき由、満寺の一同、群議する所に候也、殊に御意を得て、有洩（凡夫）御披露すべく候、恐惶謹言、（応長元年）六月「十」九日年預 謹上
越前律師御房

（注一）土代とは草案のこと

（注二）衾宣旨とは朝廷が検断権の一環として罪人の逮捕を全国規模で指示する際に出された宣旨。主に悪僧の追捕に関するものが多い。

その三 笠置寺如道から東大寺へ

事情説明と兵庫關所雜掌を返付されるを欲する胸の陳情

東大寺文書一三九四 前兵庫關雜掌如道申状（一三一・八）

（端裏書）
「如道申務所望事」

僧如道謹言上

欲早蒙満寺御哀憐、被返付兵庫關所雜掌間事

右、於當嶋

者、大輔太補五師御房・輔少補得業御房兩人、云關東御下向之用途並在鎌倉御雜事用途、云關東六波羅之御施

行用途・神輿御造贊之用途、如此經莫大之公用、其上至今年三月月配用途悉弁濟、加之、奉致重々忠

節處、依四五兩月未進、預御改贊之条、不便次第也、彼舛米、或号地舩、或見浪風、不寄嶋馳過、剩

自今年正月十八日住吉領号江井崎舩、當都不成之、如此公平令失墜之間、依月充用途無足、令未進候、

此分且日比歎申候者歟、爰一年中月充用途減か成千七百貫文、可被付余雜掌之由、承及候、何可被思食

□自余雜掌哉、所詮、日比云奉公云忠節異他上者、充賜難掌職、於日比之未進者、遂結解、致其沙

汰、於向後月充者、如日限、速可沙汰仕者也、仍爲蒙御哀憐、粗言上如件、

読み下し文

一三九四 前兵庫關雜掌如道申状

（端裏書）

「如道申關務所望事」

僧如道謹言上

早く満寺の御哀憐を蒙り、兵庫關所雜掌を返付されるを欲する間の事

右、當嶋に於いては大輔五師御房・少補得業御房兩人の關東御下向の用途（費用のこと）並に在鎌倉御雜

事用途と云い、關東六波羅の御施行の用途・神輿御造替の用途と云い、此の如く莫大の公用を經む。其上今年三月に至り月配の用途悉く弁濟、之に加えて重々忠節を致し奉る處、四五兩月未進に依りて、御改贄に預かる条、不便なる次第也。彼舛米は或いは地船(注一)と号し、或いは浪風を見て嶋に寄らず馳せ過ぎ、剩え今年正月十八日より住吉領榮崎船と号し、都て之を成さず。此の如く公平を失墜せしめるの間、依つて月充の用途足ること無く、未だ進ぜしめず候て、此分且に日比歎き申し候者とす。爰に一年中月充ての用途千七百貫文を減ず。付余さるべき雜掌の由は承れ及び候。何ぞ、自余雜掌を替へるとおぼしめさるべきや。所詮、日比奉公と云い、忠節と云い、他に異なる上は、雜掌職を充て賜わり、日比の未進に於いては遂に結かたずけ解き、其の沙汰を致し、向後に於いての月充ては日限の如く、速やかに沙汰仕るべき者也、仍つて御哀憐を蒙る爲、粗ら言上件の如し。

應長元年(一三一一)八月 日

注一、限られた小地域内を輸送航行する地船のこと。

口、に関する文書

その一 笠置寺申状 鎌倉遺文二四七七九 山城笠置寺々僧申状(二三三・一) 大和中村文書
読み下し文

鎌倉遺文二四七七九

(端裏書)

「笠置寺申状」

笠置寺々僧等申す

早く且まよに御啓状(相手に対しある約束を結んだことを明記した証文)の旨に任じ、且一寺
佗僚(あつげに取られて呆然と立ちすくむさま)を為す上は、兵庫嶋(摂津八部郡)関務
が為め経入(立替え)せる所の用途(費用)の子細を糺し、返さるるを欲するの事、

副進 檢校(莊官) 所御請取案文一通

右、関務を望み申す件の本意は、全て私の利潤(利益)に存せず。偏ひとえに本堂の朽損を修造せんが為に種々秘計を廻らすにあり。莫太の用途(費用)に経はかり入れんがため、件の関務を請い申すの日、重々御契状を預り畢んぬ。且まよに延慶二年(一三〇九年)六月十日五十貫文御請取の如し。

或いは公家(朝廷)より当寺知行を召し放たれ、或いは武家より所々関事を停止させること出で來れば、此の用途(費用)に於いては有限の利分を加え返遣さるべきなり。

(中略)

此違乱、啻あに本堂の修營に匪あず。剩へ一寺佗僚(失意の様)に及ぶの間、恒例の仏雜事等併せて退転(落ちぶれて止めること)せしむる上は、本寺たるや、何ぞ思食(苦慮し)末寺の滅亡を歎かずや。且つ關東施行の事、相当寺門に一大事の折節、沙汰(裁き)を進むる

件の用途（費用）は、奉公の一分と謂うべき処、事を雑掌（雑役に使う身分の低い役人）の入部に寄せて件の用途（費用）を返し給わざる間、度々所存を申すと雖ども御返答に及ばず。剩へ愚狀を投げ返さる間、一寺の面目を失する上は、頗る本末（本寺、末寺）の旧好無きに似て、便宜（都合の良いこと）の奉公其勇なき者哉。所詮、彼の借物を償うの裡、関務を当山に返付さるか。然らずば經入する所の公用を返し給うか。就んぞ兩篇、分明（判然とした）の御返事を承らんが為、粗子細を勒み、重ねて以って解す。

正和二年（一三三三年）正月 日

「（端裏書）笠置寺申状」

（山城）

笠置寺々僧等申

欲早且任御契状旨、且爲一寺侘僚上者、爲兵（撰津八部郡）庫嶋關務、被糺返所經入用途、子細事、

副進 檢校所御讀取案文一通

右、望申件關務之本意者、全不存私利潤、偏爲修造本堂之朽損、廻種々秘計、經入莫太用途、請申件關務之日、重々預御契状畢、且如延慶二年六月十日五十貫文御請取、或自公家被召放當寺知行、或自武家被停止所々關事出来者、於此用途者、加有限利分、可被返遣、若無其儀之外者、蹤在何子細、雖被辞申關務、於用途者、不可被返遣之云々、如状者、於關務無執心而令辞申之時、不可有御糺返之由、所見也、而定年紀雖（八九）給御充文、不及一ヶ年之収納之間、無辞申分、又無其誤之處、被召改所務之上者、爭不返給所經之用途

哉、何況、用途沙汰以後、關東施行以前者、不可入了之由、觸承間、爲當山之面、無入了儀上者、無力厩弱之寺、經入巨多之用途、空手条、爭無哀察哉、依此違乱、匪啻本堂之修營、剩及一寺之侘僚之間、恒例之佛雜事等、併令退轉之上者、爲本寺、何不歎思食末寺之滅亡哉、且關東施行事、相當寺門一大事之折節、沙汰進件用途者、可謂奉公之一分之處、寄事於雜掌之入部、不返給件用途之間、度々雖申所存、不及御返答、剩

（被か）不 投返愚狀之間、一寺失面目之上者、頗似無本末之舊好、便宜之奉公無其勇者哉、所詮、償彼借物之裡、

被返付關務於當山歟、不然者、返給所經入之公用歟、就兩篇、爲承分明之御返事、粗勒子細、重以解、

正和二年正月 日 一三〇四 東大寺年預五師實專下知状案

読み下し文

（端裏書）

「笠置寺申状」

笠置寺々僧等申す

早く且に御啓状（ま）（相手に対しある約束を結んだことを明記した証文）の旨に任じ、且一寺侘僚（あつ）

けに取られて呆然と立ちすくむさま)を為す上は、兵庫嶋(摂津八部郡)関務が為め経入(立替え)せる所の用途(費用)の子細を糺し、返さるるを欲するの事、

副進 検校(荘官) 所御請取案文一通

右、関務を望み申す件の本意は、全て私の利潤(利益)に存せず。偏えに本堂の朽損を修造せんが為に種々秘計を廻らすにあり。莫太の用途(費用)に経り入れんがため、件の関務を請い申すの日、重々御契状を預り畢んぬ。且に延慶二年(一三〇九年)六月十日五十貫文御請取の如し。

或いは公家(朝廷)より当寺知行を召し放たれ、或いは武家より所々関務を停止さること出で来れば、此の用途(費用)に於いては有限の利分を加え返遣さるべきなり。

(中略)

此違乱、啻に本堂の修營に匪ず。剩へ一寺侘僚(あつらひ)失意の様に及ぶの間、恒例の仏雑事等、併せて退転(落ちぶれて止めること)せしむる上は、本寺たるや、何ぞ思食(おぼめし)末寺の滅亡を歎かずや。且つ関東施行の事、相当寺門に一大事の折節、沙汰(裁き)を進むる件の用途(費用)は、奉公の一分と謂うべき処、事を雑掌(雑役に使う身分の低い役人)の入部に寄せて件の用途(費用)を返し給わざる間、度々所存を申すと雖ども御返答に及ばず。

剩へ 愚狀を投げ返さる間、一寺の面目を失する上は、頗る本末(本寺、末寺)の旧好無きに似て、便宜(都合の良いこと)の奉公其勇なき者哉。所詮、彼の借物を償うの裡、関務を当山に返付さるか。然らずば経入する所の公用を返し給うか。就んぞ両篇、分明(判然とした)の御返事を承らんが為、粗子細を勤み、重ねて以って解す。

正和二年(一三二三年)正月 日

ハ、に関する文書

東大寺文書一三一七 某(如道)起請文(一三一四・一〇)

敬白

天罰起請文事

(東大寺)

右起請文意趣者、就快尊阿闍梨兵庫關所狼藉事、』當寺・笠置寺本末兼帶寺僧中、當時寺住之輩、与』同彼信、有内通儀之由、於處々連々有其沙汰云々、此条、其』詞雖似廣被、其躰專在一身歟、殊所痛存也、几於快尊』者、非親昵、無由緒之条顯然之次第也、於彼寺之關務者、不』可然之旨、爲所存之由、去年則於東室具申入了、然者於關』所無其望、對快尊、又強不存好、今已爲當寺常住之身、烈』陀羅尼之供僧、云寺門、云院家、旁存忠無等閑之處、与同無』役之快尊之由、及御沙汰之條、言偏胸臆之浮』也、謁興福寺』

正和三年 貳 十
□□□□月□□日 □□(花押)

読み下し文

敬白

天罰起請文事

右起請文意の趣は快尊阿闍梨兵庫關所狼藉の事に就いて、當寺（東大寺のこと）・笠置寺本末兼帯の寺僧中、當時寺住の輩（如道）、彼と信を与同（組すること）し、内通の儀有る由、處々連々に於いて其沙汰有りと云々。此の条、其の詞、廣被（広く行き渡ること）に似ると雖も、其の躰専ら一身に在るか（自分を指しているようである）。（しかしこれは）殊に痛みの存する所也。凡そ快尊に於いては親昵に非ず、由緒無きの条は顯然の次第也。彼寺の關係においては、然るべからざるの旨、所存（思うところ）の由の爲、去年、則ち東室に於いて具に申し入れたんぬ。然れば關所に於いて其の望み無し。快尊に対し又強き好よしみは存せず。今已に當寺（東大寺）常住の身と為り、烈陀羅尼の供僧なり。寺門と云い、院家と云い、旁あまねく忠（誠意を尽くすこと）の存し等閑無き處、同無役の快尊くみに与するの由、御沙汰に及ぶの條、偏に胸臆の浮言也、 謁興福寺

正和三年（一三三四年） 式月十日 □□（花押）

二、に關する文書

その一 東大寺文書 一三二六

「元徳三（一三三一）年二月月□解状（訴状のこと）」

勘定 元徳三年二月関所供料結懈（怠ること）事

九十二貫五百文当月分 此内四貫文置石方未納

残八十八貫五百文 二百九十六文正月残

定所下

六貫五百文納所並年預各五百文 一貫文八幡宮御供

五百文大仏仏性 三百文鐘突 六百文仏供灯明

七百五十文承任三人各二百五十文 二貫文笠置寺 二百文年預小綱

十五貫文御影供 二十貫文談義供料

已上四十六貫八百五十文

その他兵庫関に関する別資料

鎌倉遺文二四三六〇 東大寺關所雜掌珍賢申状案 (一三二一・六)

筒井寛聖氏所藏文書

(端裏書)

「關所雜掌珍賢守護所申状案 應長三年後六月日」

東大寺八幡宮神輿造替並攝津國兵庫嶋修固料關所雜掌實專申欲早任傍例、賜御注進、訴申公方、阿波國御願料所勢、(八部也)小清津商人徳琳法師並問丸撰津國兵庫嶋鑄物師辻子○掃部丞令打擲刃傷關所使者神人行安並馬允貞廣・馬二郎貞吉、押取關所■船、■物、重科難遁問事、並所有財

副進

一通 船並所被搜取色々物注文

御願料所

右、関務事、云東大寺八幡宮神輿造替、云兵庫嶋修固料、帶院宣・關東御下知、嚴蜜致其沙汰之處、去八日阿波國小清津商人徳珍法師並問丸撮津國兵庫嶋鑄物師辻子○掃部丞等、無是非押寄關所、令打擲刃傷關所使者神人行安並馬允貞廣・馬二郎貞吉、押取船■色々物々○条其惡行殆越于海賊旨 即時就觸申守護御方、云惡行狼藉之段、云手負人等疵、悉以被加實揆了、所詮、任傍例、賜御注進、爲仰上裁、粗言上如件

應長元年後六月 日

読み下し文

二四三六〇 東大寺關所雜掌珍賢申状案

(端裏書)

「關所雜掌珍賢守護所へ申状の案 應長元年後六月日」

東大寺八幡宮(御願料所)神輿造替並びに撰津國兵庫嶋修固料關所雜掌實專、珍賢早く傍例(慣例)に任じ、御注進を賜わり、公方に訴へ申さんと欲す。阿波國小清(勢)津商人徳琳法師並びに問丸撰津國兵庫嶋鑄物師辻子掃部允、關所使者神人行安並馬允貞廣・馬二郎貞吉を打擲刃傷せしめ、關所□船並に所有財物を押し取り、重科遁れ難き間の事。

副進

一通 船並所搜し取られし所の色々物注文

右、關務の事、東大寺八幡宮御願料所神輿造替と云い、兵庫嶋修固料と云い、院宣・關東御下知を帯び、其の沙汰を嚴蜜に致す處、去る八日、阿波國小清津商人徳珍法師並びに問丸、攝津國兵庫嶋鑄物師辻子掃部允等、是非無く關所に押し寄せ、關所使者神人行安並馬允貞廣・馬二郎貞吉を打擲刃傷せしめ、船並に所有財物色々物々を押し取る状、其の惡行殆ど海賊の旨、即時觸れに就き、守護の御方に申し、惡行狼藉の段と云い、手負人等の疵と云い、悉く實揆を加えられるを以て了んぬ。所詮、傍例(慣例のこと)に任せ、御注進を賜り、上裁を仰ぐ爲、粗ら言上件の如し。

應長元年（二三一年）後六月 日

魚住嶋関の整備

鎌倉遺文一七一五四 伏見天皇宣旨案

應令沙門性海、不論神社佛寺、不嫌權門勢家、室泊・尼崎・渡部三ヶ所関、於一所限十年、取石別一升米、築魚住嶋全島舟泊事、

右、得性海今月十一日奏狀稱、謹考旧貫、摂津・播磨兩州之際、行基菩薩建泊之疇始、計一日之行程、定置五ヶ之要所、室・韓・魚住。輪田・尼崎等是也、就中、魚住泊者、天平宮築已後、年紀五十餘廻、部暨予延曆、有便予停船、而海岸隨歲頽壞、水宿逐日荒涼、燠若天長、則右大臣清原真人歷奏聞、以興廢、貞觀亦東大寺賢和上人、蒙勅裁以繼絶、加之、建久者、重源上人、尋賢和之蹤、建保者重聖上人、追先師之例、開諸官符宣下之鴻慈、闕取庄園運上之牙、以其用途、修彼旅泊、未終大功、空唱寂滅、自爾以降、時更七八代、數逾七十年、或經、或營、不再不三、因滋、從櫻生泊迄兵庫嶋、東西二十餘里、上下往來扁舟、或任風而揚帆、或隨潮而廻棹、日暮途遠之衆、雲陰浪激之時、匪管運漕之失利、剩多漂没之逢災、思濟度衆生之者、誰不救之、存饒益有情之者、争不助之、仍抽羊僧懇篤、雖跋魚住之興隆、齡餘五旬、更非餘算之可恃、身無一德、況非無縁之可成、若不蒙知識之恩、何以果速之功、肆卜室泊・尼崎・渡部、將取石別一升津新、但於彼三所、敢勿重置、有漏予一所者、為勘千餘所也、兼復每下向船、令上置石、縱途修築、不可獸止、誠是五嶽之山、積從飛塵、九層之台、起自累土之故也、望請天慈、早任建久・建保之嘉摸、被下嚴重之宣旨者、一嶋忽彰□□之勢、四海鎮考鳧藻之繫者、右少弁藤原朝臣頼藤博宣、權中納言藤原朝臣実泰宣、奉 勅、依請者、

正應二年（二二八九年）九月廿九日

修理東大寺大佛長官左大史兼隱岐守小規宿禰在判

読み下し文

應に沙門性海をして、神社佛寺を論じず、權門勢家を嫌はず、室泊・尼崎・渡部三ヶ所関、一所に於て十年を限り、石別一升米を取り、魚住嶋を築き全島を舟泊となさしむ事、

右、性海今月十一日奏狀を得て稱す。謹んで旧貫（ならわし）を考えるに、摂津・播磨兩州の際（はざかい）、行基菩薩建泊の疇始、一日の行程を計り、五ヶの要所を定置す。室・韓・魚住・輪田・尼崎等是れ也。就中、魚住泊は、天平に宮築して已後、年紀五十餘廻、部予め延曆に暨び、有便予停船。而して海岸は歲に随い頽壞す。水宿（水辺の宿駅）逐日に荒涼し、燠若（暖かな様）天に長し。則ち右大臣清原真人奏聞を歴て、以って興廢す。貞觀亦東大寺賢和上人（貞觀九年魚住泊を再興）、勅裁を蒙り以って繼絶（再び再興）す。加之、建久には、重源上人、賢和の蹤を尋ね、建保には重聖上人、先師の例を追いて、諸の官符を宣下する鴻慈（大恩）を開く。闕取庄園運上の牙（役所）、其の用途を以て、彼の旅泊を修す。未だ大功を終わらず、

空唱寂滅、自爾(このときより)以降、時更に七八代、数逾(日月経過すること)七十年、或いは経、或いは営み、不再不三、滋に因りて、櫻生泊(律令制の下、播磨以東に河尻、大輪田、魚住、韓(から)、櫻生(むろう)の五泊とよばれる一日行程の停泊地があった)従り兵庫嶋迄で、東西二十餘里、上下扁舟(小さな舟)にて往來し、或いは風に任せて帆を揚げ、或いは潮に随いて棹を廻す。然る間、日暮れて途遠きの衆、雲陰れ浪激しきの時、匪昔運漕の利を失す。剩へ、多くは漂没の災に逢ひ、衆生を濟度(困難から救うこと)する思いの者、誰も之を救わず。饒益(豊かな者)有情(一切の衆生)を存する者、争いて之を助けず。

仍つて羊僧(愚僧)懇篤を抽し、魚住の興隆を跋むと雖も、齡五旬餘、更に餘算の恃むべきに非ず、身に一徳も無し、況んや無縁の成る可きに非ず。若し知識の恩を蒙らずば、何ぞ以つて果速の功、室泊・尼崎・渡部を肆卜(選び取る)し、將に石別一升津を新たに取らんとせん。但し彼三所に於いて、取えて重畳する勿れ、有漏(凡夫)予め一所なる者、為に千餘所を勘る也、兼ねて復た下向する船毎に、置石を上げしめ、縦え修築の途といえども、獸止すべからず、誠に是れ五獄の山、飛塵従り積み、九層の台、自ら累土を起すの故也、望むらくは天慈を請い、早く建久・建保の嘉摸に任じ、巖重の宣旨を下されば、一嶋忽ち彰□□之勢、四海鎮考し、鳧藻ぐの槃なる者なり。

右少弁藤原朝臣頼藤博宣、権中納言藤原朝臣実泰宣、奉勅、依請者、

正應二年(一二八九年)九月廿九日

修理東大寺大佛長官左大史兼隱岐守小規宿禰在判